

令和7年度

無利子

下野市緊急在学奨学生募集要項

※緊急在学奨学生とは、やむを得ない事情により家計に著しい影響を受けたため、修学が困難になった方を対象としています。

1. 受付期間 令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）

2. 奨学生の資格 下記の（1）～（5）のすべての条件を満たす方

（1）申請を行う1年以内に、主たる家計支持者が、死亡・疾病・失職・被災等により、家計に著しい影響を受け、経済的な理由により修学の継続が困難な方

（2）高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）に在学している方

（3）確実な連帯保証人を2名付けることができる方（うち1名は保護者）

※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納しており、貸付に係る債務を保証し得る能力があると認められる方。

（4）保護者が下野市に1年以上住所を有する方

（5）他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

3. 貸付額（無利子）

高等学校奨学生	月額 20,000 円
大学奨学生	月額 30,000 円
	月額 40,000 円
	月額 50,000 円

自由に選択

4. 提出書類 教育総務課窓口（庁舎3階）に提出してください。

（1）下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）

※連帯保証人が令和7年1月1日時点で市外に在住している場合は、連帯保証人の課税標準額が記載されている証明書等及び市区町村税納税証明書も必要になります。

（2）下野市奨学金貸付推薦調書（様式第2号の2）※在学校長に作成を依頼してください。

（3）在学証明書の写し

（4）保護者兼連帯保証人の印鑑登録証明書

（5）連帯保証人の印鑑登録証明書

（6）家計急変の事由が確認できる書類

※決定者は、奨学金借用証書兼誓約書（連帯保証人2名の連署あり）の提出が必要になります。

5. 奨学生の選考結果の通知

下野市奨学金貸付審査会において審査を行った結果を、概ね2か月以内に通知します。

6. 貸付期間 正規の修業期間 ※本人名義の口座に年2回に分け、振込みます。

（申込時期によっては、1年分を一括して振込む場合もあります。）

7. 償還期間及び償還方法

貸付期間の2倍（貸付月額2万円もしくは3万円の方）または2.5倍（貸付月額4万円もしくは5万円の方）の期間で償還していただきます。（年賦、半年賦または月賦）

※奨学金は無利子ですが、償還が遅滞した場合は延滞金がつきます。

(例) 大学生の場合

(月額5万円貸付)



大学1年12月から利用

大学4年生

卒業1年目

卒業2年目

卒業9年目

貸付総額 200万円

月額5万円×40か月

(大学1年12月から利用

⇒4か月+3年間=40か月)

条例により卒業2年目
から償還スタート

償還総額 200万円

償還金額 月額2万円

償還期間 100か月
(8年4カ月)

●卒業後1年目は条例により償還なし。

●卒業2年目～8年4か月目まで月額2万円の償還。

※年度途中の貸付となるため、償還期間は奨学生によって異なります。

【所得が奨学金貸付対象になるかどうかの判定】⇒ 栃木県育英会に準じます。

計算方法

①令和6年（前年）中の「課税標準額」を調べ、下記の計算をする

$$\text{所得要件算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% \\ - (\text{市民税調整控除額}) \\ - (\text{多子控除}) \\ - (\text{ひとり親控除})$$

②上記①で求めた金額が **381,500円** の範囲内であれば貸付対象となります。

収入および所得の上限額の目安

世帯人数	家族構成の例	世帯の年間給与収入金額 (☆が会社員等)	世帯の年間所得金額 (☆が自営業等)
3人	本人、親1(☆)、 親2(無収入)	1,113万円	879万円
4人	本人、親1(☆)、 親2(☆)※1、中学生	1,250万円	892万円
5人	本人、親1(☆)、親2 中学生、小学生	1,334万円	958万円

※収入基準等に関する計算シート及び各種様式は市ホームページに掲載しています。

提出先及び問い合わせ先 下野市教育委員会事務局 教育総務課（庁舎3階）

〒329-0492 下野市笹原26番地 Tel 0285-32-8917